# 女性労働基準規則 （昭和六十一年労働省令第三号）

#### 第一条（坑内業務の就業制限の範囲）

労働基準法（以下「法」という。）第六十四条の二第二号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

###### 一

人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」という。）の掘削又は掘採の業務

###### 二

動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）

###### 三

発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務

###### 四

ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。）

#### 第二条（危険有害業務の就業制限の範囲等）

法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

###### 一

次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

###### 二

ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。第十八号において「安衛令」という。）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務

###### 三

ボイラーの溶接の業務

###### 四

つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリツク又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

###### 五

運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

###### 六

クレーン、デリツク又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）

###### 七

動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務

###### 八

直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務

###### 九

操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務

###### 十

蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務

###### 十一

動力により駆動されるプレス機械、シヤー等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

###### 十二

岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務

###### 十三

土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務

###### 十四

高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

###### 十五

足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

###### 十六

胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務

###### 十七

機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務

###### 十八

次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

###### 十九

多量の高熱物体を取り扱う業務

###### 二十

著しく暑熱な場所における業務

###### 二十一

多量の低温物体を取り扱う業務

###### 二十二

著しく寒冷な場所における業務

###### 二十三

異常気圧下における業務

###### 二十四

さく岩機、鋲びよう  
打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務

##### ２

法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。

#### 第三条

法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

#### 第四条（雇用環境・均等局調査員）

法第百条第三項に規定する女性主管局長及びその指定する所属の職員を雇用環境・均等局調査員という。

##### ２

雇用環境・均等局調査員の携帯すべき証票は、別記様式による。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

附則第四条の規定による改正前の女子年少者労働基準規則（昭和二十九年労働省令第十三号）第十三条第二項の規定による証票は、第十一条第二項の規定による証票とみなす。

# 附　則（昭和六三年一一月一日労働省令第三四号）

この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年七月一二日労働省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成六年三月一一日労働省令第八号）

#### 第一条

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

#### 第二条

この省令（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成九年九月二五日労働省令第三一号）

この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

##### ２

改正前の女子労働基準規則第十一条第二項の規定による証票は、改正後の女性労働基準規則第十一条第二項の規定による証票とみなす。

# 附　則（平成一〇年三月一三日労働省令第七号）

この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

##### ２

改正前の女性労働基準規則第十一条第二項の規定による証票は、改正後の女性労働基準規則第四条第二項の規定による証票とみなす。

# 附　則（平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

#### 第五条（様式に関する経過措置）

第二条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正前の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正前の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正前の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書は、当分の間、第二条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正後の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第百四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正後の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正後の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書とみなす。

#### 第六条

この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

#### 第七条

この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

# 附　則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年一〇月一一日厚生労働省令第一八三号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年四月一〇日厚生労働省令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は平成二十四年十月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年一〇月一日厚生労働省令第一四三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

#### 第十条（罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年八月二五日厚生労働省令第一〇一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

#### 第十一条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二九年七月一一日厚生労働省令第七一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、厚生労働省組織令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百八十五号）の施行の日（平成二十九年七月十一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年四月六日厚生労働省令第五九号）

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

##### ４

この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

##### ２

旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。